

情報情報

加東市役所は土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日を除き、8:30から17:15まで開庁しています。市民課のみ火曜日は19:15まで業務延長しています。

お知らせ

ご家庭で井戸水を利用されているみなさまへ

井戸水を使用し、下水道に排水している場合で、世帯の人数に変更があったときは、下水道使用料が変わりますので、届出が必要です。
また、井戸水の使用を開始または廃止された場合も、下水道使用料が変わりますので、水道お客さまセンターに『汚水排除量認定基準異動届』を必ず提出してください。
なお、使用料の変更は、届出以降の請求分からとなりますので、ご注意ください。
※異動届は水道お客さまセンターにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

募集

農地中間管理事業による農用地借り受け希望者募集

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の借り受けを希望される方を募集します。借り受けを希望する方は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、兵庫みどり公社に郵送・FAXまたは電子メールで提出するか、加東農林振興事務所へ直接持参してお申し込みください。
※申込用紙は、農林課(庁舎3階)にあります。
募集期間 12月5日(金)～平成27年1月5日(月)
問い合わせ
○公益社団法人 兵庫みどり公社
〒650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目7-18
☎078-361-8114
FAX 078-361-8128
電子メール nouchi@forest-hyogo.jp

○加東農林振興事務所
加東市社1075-12
社総合庁舎別館2階
☎42-9422
○地域整備部農林課(庁舎3階)
☎43-0518

問い合わせ
上下水道管理課(庁舎3階)
☎43-05338
水道お客さまセンター(庁舎3階)
☎43-0538
☎43-0539

特定計量器(はかり)の定期検査をうけましょう

計量法の規定に基づく加東市区域のはかりの定期検査が、次のとおり実施されます。この検査は、取引や証明上の計量を正しく行うため、一定の期間ごとに、使用中の特定計量器の性能や精度を検査し、適正な計量の実施を図ることが目的です。有償・無償に関わらず、取引や証明のためにはかりを使用されている方は、この機会にもれなく受検してください。
これまで受検したことがない方、はかりを新たに導入された方については、12月25日(木)までに地域振興課へお申し込みください。

検査実施機関

社団法人兵庫県計量協会(指定定期検査機関)

実施期日 平成27年1月15日(木)～1月30日(金)

実施方法・場所 はかりを使用している店舗・事業所等へ直接訪問し、検査します。

問い合わせ

地域整備部地域振興課(庁舎3階)
☎43-0529

相談

特設人権相談所を開設します

12月4日(木)～10日(水)は人権週間です

国連において採択された世界人権宣言に基づき、日本では毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図るための様々な人権啓発活動を全国で展開しています。神戸地方事務局と社人権擁護委員協議会では、「人権週間」行事の一環として、特設人権相談所を開設します。人権問題(名誉・信用・差別・私的制裁・いやがらせ・いじめなど)でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時 12月4日(木) 13時30分～15時30分

相談担当者 人権擁護委員

場所 社福祉センター2階相談室

問い合わせ 神戸地方事務局社支局

☎42-0201

教育委員会人権教育課

☎43-0544

北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園職員募集

募集する職種 児童指導員
募集人数 1人
受験資格 昭和61年4月2日以降に出生し、次のいずれかに該当する方

○保育士資格または幼稚園教諭免許を有し、2年以上児童福祉事業に従事した方(1年の勤務日数は180日以上とする)

○社会福祉士の資格を有している方または平成27年4月1日で資格取得が確定する方

○精神保健福祉士の資格を有している方または平成27年4月1日で資格取得が確定する方

○学校教育法の規定による大学の学部で、社会学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した方または平成27年3月に卒業見込みの方

1次試験日時 平成27年1月15日(木) 9時30分～受付8時50分

場所 滝野福祉センター

応募方法 受験申込書に必要事項を記入のうえ、持参または郵送でわかあゆ園総務係に提出してください。

市・県民税第4期 国民健康保険税の第6期 の納期限は12月25日(木)です。

・市税の納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
・コンビニエンスストアでも納付できます。
・納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。
・納期限を過ぎると、督促手数料と延滞金が発生します。
問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階)
市・県民税 ☎43-0396
国民健康保険税 ☎43-0397

加東消防署からのお知らせ

1/1~11/1 火災24件 救急1,405件 救助25件

石油ストーブ等の安全な取扱いについて

寒い時期を迎え、ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなってきました。暖房器具から万が一にも火災を発生させないよう、次の点に注意するよう心がけましょう。

- 1.使用方法**
 - ①取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用する。
 - ②給油するときは、必ず火を消してから行う。
 - ③カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締める。
- 2.使用にあたっての注意事項**
 - ①カーテン等が接触しないように、離して使用する。
 - ②紙や衣類など燃えやすいものを近くに置かない。
 - ③周囲で洗濯物を干さない。
 - ④周囲でヘアスプレー等を使用しない。
- 3.点火および消火の確認**
 - ①点火後は正常に燃焼していることを確認する。
 - ②外出の際には、必ず完全に消火していることを確認する。
- 4.点検および整備**
暖房を使うシーズンの前には、十分な点検を行ってから使用する。

問い合わせ 加東消防署予防係 ☎42-3560

参加してみませんか? 普通救命講習 (受講料無料)

日時 1月25日(日) 9:00~12:00
場所 加東消防署 2階会議室
定員 10人程度
締切日 1月20日(火)
申し込み・問い合わせ 加東消防署救急係 ☎42-3810

重度心身障害者(児)介護手当の振り込みのお知らせ

平成26年7月から9月まで(3か月分)の重度心身障害者(児)介護手当は、11月25日に指定口座に振り込みましたので、通帳等でご確認ください。

特別障害者手当等の振り込みのお知らせ

平成26年8月から10月まで(3か月分)の特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)は、11月10日に指定口座に振り込みましたので、通帳等でご確認ください。

問い合わせ 福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409

女性のための相談

夫婦や家族のこと、職場や地域での人間関係などの悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。(秘密厳守・無料・託児あり)
日時 12月8日(月)・22日(月) 10時~12時、13時~16時
場所 やしろこどものいえ
相談方法 ①電話 ☎42-8543
②面接 1人50分程度(要予約)
申し込み・問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎43-0408

児童扶養手当の振り込みのお知らせ

12月11日(木)は児童扶養手当の支給日です。指定口座に振り込みますので、通帳等でご確認ください。
※なお、現況届がまだの方は、支給額の決定ができませんので、すみやかにお届けください。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408